

## 50代の マネー術

番外編 (上)

# 加給年金 条件チエツクを

て、「加給年金」に触れた。

加給年金の受け取りには、いくつかの条件がある。①厚生年金に原則として20年以上加入②その際、扶養している65歳未満の配偶者や、18歳

人は指摘する。

今月7～18日に連載した「50代のマネー術」には、老後の生活設計に关心を持つ人から多くの反響が寄せられた。なかでも、60代以降の主な収入となる公的年金について「もっと詳しく知りたい」との声が集まつた。2回に分けて補足する。

今回は、加給年金と振替加算について。

9日付の連載3回目では、ねんきん定期便を見れば、公的年金をいつから、いくら受けれるかが把握できることを説明した。その際、定期便に記載されない年金額とし

### ◆振替加算の支給額(年間)

生年月日	支給額
1950.4.2～51.4.1	8万2000円
51.4.2～52.4.1	7万5900円
52.4.2～53.4.1	7万円
53.4.2～54.4.1	6万3800円
54.4.2～55.4.1	5万7700円
55.4.2～56.4.1	5万1700円
56.4.2～57.4.1	4万5600円
57.4.2～58.4.1	3万9400円
58.4.2～59.4.1	3万3500円
59.4.2～60.4.1	2万7300円
60.4.2～61.4.1	2万1200円
61.4.2～66.4.1	1万5300円
66.4.2～	0円

※金額は2010年度

る。1943年4月2日以降に生まれた人で、配偶者を扶養している場合、年39万6000円だ。

ただし、先の条件を満たしても「配偶者などの状況によつては、加給年金を受けとれない場合があります」と、社会保険労務士の東海林正昭さ

以下(正確には18歳になつた年度末まで)の子どもがいる——などだ。これらの条件を満たせば、9日の連載で説明した「特別支給の老齢厚生年金」の定額部分を受け取れるようになつた年から、加給年金がもらえ

一つは、配偶者や子どもの年収が850万円以上の場合。「扶養されている」と判断されなくなるためだ。もう一つは、配偶者が厚生年金や共済年金に原則20年以上加入している場合だ。こちらは、配偶者が特別支給の老齢厚生年金を受給する年齢になると、加給年金の支給がストップになる。

定期便に載らない年金としてさらには覚えておきたいのが振替加算だ。配偶者が65歳になると、本人の加給年金が打ち切りとなる代わりに、配偶者自身に支給されるものだ。支給額は生年月日により異なる=表=。

くらし 家庭